

豊田市青少年健全育成振興事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市補助金等交付規則（昭和45年規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、青少年健全育成振興事業に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付目的)

第2条 この補助金は、青少年の健全育成を目的として活動する団体（以下「青少年育成団体」という。）の運営等に要する費用の一部を補助することにより、当該青少年育成団体の活動を促進し、もって本市における青少年の健全な育成を図ることを目的とする。

(補助事業者)

第3条 補助金の交付対象者（以下「補助事業者」という。）は、次に掲げる条件を全て満たす青少年育成団体とする。

(1) 団体の設立目的が青少年の健全育成であり、団体の会則にその旨が明文化されていること。

(2) 活動の拠点が主に市内であること。

(3) 会員数が5人以上であること。

(4) 次条に掲げる事業実績が1年以上あり、かつ、年間に3回以上、次条第1号に係る事業を実施すること。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

ア 国や県が発令した緊急事態宣言等の措置に基づき、事業の実施を取りやめたとき

イ 国が発表した熱中症警戒アラート等に基づき、事業の実施を取りやめたとき

ウ 気象庁が発令した暴風警報に基づき、事業の実施を取りやめたとき

エ その他市長が認めたとき

(5) 次の各号に掲げる団体でないこと

ア 豊田市地域子ども会助成事業運営要綱に規定する子ども会

イ 豊田市ジュニアクラブ助成事業運営要綱に規定するジュニアクラブ

2 前項の規定にかかわらず、規則第5条第3項各号のいずれかに該当する青少年育成団体については、補助事業者としない。

(補助事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助事業者が行う青少年の健全育成に関する事業のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 行事に係る事業
- (2) 研修・研究事業
- (3) 情報交換事業
- (4) 広報活動事業
- (5) 一般事務事業

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に要する経費のうち、報償費、旅費、消耗品費、食糧費（第4条第1号に係る事業内に限る）、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び負担金とする。

2 前項の場合において、食糧費は、同一の補助事業内で、食糧費を除く補助対象経費の合計の10分の1未満でなければならない。

(補助金額等)

第6条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助金の額は18万円を限度とする。

3 補助金の額の決定に当たっては、算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助の条件)

第7条 補助事業者は、補助金の交付を受けるために、次に掲げる条件を備えなければならない。

- (1) 会則を整備し、組織の構成を明確にしておくこと。
- (2) 事業の実施記録、会計簿等の組織の運営に必要な書類を整備し、補助金の使途を明らかにしておくこと。
- (3) 市又は豊田市教育委員会の他の補助金の交付を受けていないこと。

(交付の申請)

第8条 補助金の交付の申請をしようとする補助事業者は、青少年健全育成振興事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、毎年度の4月30日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 団体の規約
- (2) 団体活動状況報告書（様式第1号の2）
- (3) 事業ごとの事業実施計画書（様式第1号の3）
- (4) 収支予算書（様式第1号の4）
- (5) 役員及び会員名簿（様式第1号の5）
- (6) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の適否を決定しなければならない。

2 市長は、補助金の交付を適当と認めたときは、予算の範囲内において交付の決定をし、青少年健全育成振興事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により補助事業者へ通知するものとする。

3 市長は、補助金の交付を不適当と認めたときは、不交付の決定をし、青少年健全育成振興事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により補助事業者へ通知するものとする。

(交付の方法)

第10条 補助金は、概算払により交付するものとする。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了の日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、青少年健全育成振興事業実績報告書（様式第4号。以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 事業ごとの事業実施報告書（様式第4号の2）

(2) 収支決算書（様式第4号の3）又は団体が作成する決算書

(3) その他市長が必要と認める書類

(額の確定等)

第12条 市長は、実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認められたときは、交付すべき補助金の額を確定し、青少年健全育成振興事業補助金確定通知書（様式第5号）により、補助事業者へ通知するものとする。

2 前項の規定により確定した額が概算払により交付した補助金の額を下回る場合は、補助事業者は、その差額を市長に返還しなければならない。

(書類等の整備)

第13条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備えるとともに、当該収入及び支出についての証拠書類を整備し、事業完了後5年間これを保管しておかなければならない。

(検査)

第14条 市長は、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、補助事業者へ補助事業に係る関係書類の提出を求め、又は検査を行うことができる。

(交付決定の取消し又は補助金の返還)

第15条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

(3) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(4) 第3条第2項の規定に該当したとき。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

4 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき、既になされた交付申請に係る補助金の交付に関しては、同日後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。